

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第36号 大槌町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第1、議案第36号大槌町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（小笠原純一君） 議案第36号大槌町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について御説明します。

今般の改正は、令和5年8月から、岩手県の医療費助成事業に伴う現物給付の対象を高校生等18歳到達年度末まで拡大するとともに、医療費自己負担の無償対象も同様に高校生等まで拡大し、子育て世代への医療費負担の軽減を図るため、当該条例について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、別添の新旧対照表を御覧ください。

主な改正点につきましては、条例第5条2項第1号中の3歳に達する日の属する月の末日までの間にとあるのを、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者でに改めるほか、第10条第3項中にある15歳を18歳に改めるものであります。

また、附則の施行期日につきましては、令和5年8月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません。何点かお尋ねします。今回の条例改正の目的というのは今、課長がおっしゃったように妊産婦とか身障者の、それからひとり親家庭の福祉の増進ということですので、この条例に賛成したいと思っておりますので、そのことを前提にしてちょっとお尋ねします。今回の改正によって、町内の給付対象者数はどのぐらい増えるのでしょうか。まず、1点それをお願いします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（小笠原純一君） お答えいたします。

この助成区分に関しましてはすこやか、子供、ひとり親児童、そして重度、一般の障害をお持ちの方の部分がありますが、これらの中で世帯収入等の要件で自己負担がある対象となる児童生徒数の数は792人であります。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。792人の中に、高校生だけでなく18歳ということ、高校生でなく、例えば中学校を卒業して自分で生計を立てている方もおられると認識しております。中学校卒業後で自ら生計を立てている人たちも、これは無償化の対象になるのでしょうか。また、今回の改正によって、町の新たな負担、どの程度見込まれているのか、その2点についてお伺いします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（小笠原純一君） お答えいたします。

先ほど、改正内容、御説明させていただきましたとおり、18歳到達年度というところでもありますので、学校に就学されている場合あるいは就労されている場合等関係なく、年齢要件で無償化にするというものであります。また、これに係ります費用の算出に関してですが、どのくらい医療費、病院にかかるかというところもありますけれども、昨年の実績から大体1年間のおよその金額、現時点で算出している金額であります。約537万9,000円増になるかという試算をしております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。五百数十万ということですが、予算というのはやっぱり全額国とか県の補助金で賄うと思っておりますけれども、例えばどんどんこれから町の財政が逼迫していく場合に、この事業を逼迫したときに優先順位をつけなきゃならないと思っておりますけれども、ぜひ福祉予算については、絶対削減しないように取り組んで手をつけない、取り組んでいただけたら、そんなふうに思っていますので、コメントがあればお願いします。

○議長（小松則明君） 町民課長。町長。

○町長（平野公三君） 今回お示ししたのは、私は福祉政策の中にも、保育料の無償化、そして今回の医療の無償化、そして課題となっています学校給食の無償化、3点だろうと思っていました。今回はそういう形になりますので、条例制定になりますので継続的にこの事業を進めるということでもありますので、御理解いただければと思います。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第36号大槌町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療給付条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第2 議案第37号 大槌町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第2、議案第37号大槌町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（小笠原純一君） 議案第37号大槌町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は、令和5年8月から、岩手県の医療費助成事業に伴う現物給付の対象を高校生等18歳到達年度末まで拡大するとともに、医療費自己負担の無償対象も同様に高校生等まで拡大し、子育て世代への医療費負担の軽減を図るため、当該条例について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、別添の新旧対照表を御覧ください。

主な改正点につきましては、条例第4条第2項中の3歳に達する日の属する月の末日までの間にとあるのを、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者でに改めるものであります。

また、附則の施行期日につきましては、令和5年8月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を集結いたします。

これより、議案第37号大槌町福祉医療資金貸付基金町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第3 議案第38号 大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第38号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（小笠原純一君） 議案第38号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今般の改正は、令和5年8月から、岩手県の医療費助成事業に伴う現物給付の対象を高校生等18歳到達年度末まで拡大するとともに、医療費自己負担の無償対象も同様に高校生等まで拡大し、子育て世代への医療費負担の軽減を図るため、当該条例について所要の改正を行おうとするものであります。

次に別添の新旧対照表を御覧ください。

主な改正点につきましては、条例第5条第2項第1号中の3歳に達する日の属する月の末日までの間にとあるのを、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に改めるほか、第10条第3項中にある15歳を、18歳に改めるものであります。

また、附則の施行期日につきましては、令和5年8月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第38号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長から皆様にお諮りいたします。

何回もこの採決は電子採決システムによりということをおっしゃってありますが、賛成の方はという言葉は、もう電子採決システムということで承認いただけますでしょうか。（「はい」の声あり）採決方法については、では、この言い方はなしにいたします。

○

日程第4 議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

別紙総合整備計画書を御覧ください。

本計画書の変更は、辺地区域拡大の変更であり、消防屯所の公共的施設の整備計画の変更はございません。

添付している資料、変更理由、変更箇所等の説明書を御覧ください。

変更理由は、当該地域の住民は、公共施設である小鎚地区多目的集会所や非常備消防施設を、従前より受益者として利用してきたことから、当該地域を一体的な辺地として振興を図っていくため、区域を拡大するものであります。

変更内容は、区域を拡大したことにより生じた内容を表に示しております。変更後内容について説明いたします。辺地の人口は369人、面積は26.46キロ平方メートルです。辺地を構成する町または字の名称は、大槌町小鎚字徳並、札場、種戸、一ノ渡、蕨打直、曾根。辺地の中心の位置は、大槌町小鎚第17地割字曾根36番地4。辺地度点数は103点であります。その他、変更前、変更後の区域の図面を添付しております。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、幾つかお尋ねをいたします。今回、この辺地が徳並辺地から一気に拡大し、一ノ渡、それから蕨打直地区が編入という形になりました。

そこで思うのは、このエリアというのはもともと小鎚小学校学区のエリアになっているわけです。ここにあるように、一体的な振興を図っていくというふうにございます。それで、この辺地に関わるこの整備に関しては、住民の生活、文化水準の著しい格差の是正を図るを目的とするというふうにあります。この十数年の間に、小学校が閉校になり保育所もなくなり、どんどん何か人口が、若い人たちが減っていく状況にある中で、どのように振興を図ろうとしているのかが1点疑問になっている点。

それで、特に小鎚小学校の跡地の問題は一向に進まない。何度もここで同僚議員とともに、小学校跡地の問題を取り上げてまいりましたが、一向に進まない。震災後は、現状を町長も御覧になって分かるとおりに、使えるものなのか、使えないものなのか分からないものが倉庫代わりになっている。やっぱり、小学校出身者、私含め数名おりますけれども、見るに忍びない状況なわけです。そういった中で、どのようにこの小鎚地区の振興を、この整備計画の中で図っていこうと捉えているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、今、この整備計画においては、あくまでも消防屯所の整備計画ということは御理解願います。それを踏まえて、東梅 守議員の質問については、小鎚小学校については、なかなか今後、あれを活用するという事は難しいと、私は思っております。その中で、やはり倉庫代わりに使っているという事実がありますので、その中のものを整理した上で、小学校の校舎については解体をするというのは、まず前提にあります。その解体に合わせて、地域としてあの場所をどう活用していくかというのは、今後地域の方といろいろなコミュニケーションを取りながら考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 消防屯所が新しくなることは、私も大変歓迎しております。私もこの案件に関しては賛成をいたします。ただ、今、課長が答えられたように、小学校跡地の問題があるわけです。本来であれば、当初、閉校の際に町と住民とのやりとりの中で、以前、元教育長もここで発言されたように、きちっと約束事もあったわけです。そ

れがずっとほごにされている状況なわけです。震災があつて、いろんな状況の中で進まないのは分かっています。しかしながら、依然として全然その方向性が見えてこないことに、私はがっかりしているわけです。

使えるもの、使えないもの、様々置かれている現状。これをやっぱり、何でもそうですけれども計画的に進めるという前提が必要になってくるわけです。そのままという状況は許されないと思うんです。やっぱり、そこに住む人たちにとっては、あそこが唯一の、実は小学校のあった後もそうですけれども、あのグラウンドを使って4地区の住民運動会やいろんな活動が行われてきた場所です。しかしながら、震災後は、それができなくなってしまった。

町では一生懸命コミュニティー、コミュニティーと言っています、コミュニティーの形成が云々かんぬん。しかしながら、小鎚地区ではそのコミュニティーが失われてしまったわけです。そういう現状があることも、やっぱり責任として感じてほしいなど、私は思うんです。その辺を踏まえて町長、どう考えますか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 東梅議員御指摘のとおり、閉校の際の様々な地区との約束事は十分承知をしております。震災ということがありますけれども、今、お話があつたとおり、しっかりと地区との懇談を含めながら、きちんと後期計画の中に跡地の利用、建物自体はもう古いのでなんです、中のものを整理するということも含めて、しっかりと後期計画の中に明らかにしていきたいと。それはどこまでも地域の方々とお話を進めながらということで進めていきたいと思ひます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 3回目です。それで、これまでも答弁一貫してそのとおりです。進めてまいります。しかしながら、一向に進まない現状があるから、私は申し上げている。これをいつまでにどのようにやっていくかということが大事なので、今、以前に発言されたときにも、住民の方々とという話はありませんけれども、一向にその話の場が開かれない現状もあります。住民の中には、もう諦めている方もいるんです。もういいんだと、諦めている方もいるんです。それでいいんでしょうか。私はそこを思うんです。ぜひこれは早急にいつまでにという本当は答弁をいただきたいんですが、それも今ここでというのは難しいでしょうから、ぜひ見える形で進めてほしいと思ひますので、これは切にお願いをしておきます。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 先ほどのお話なんですけれども、やはり消防屯所の改修の際には、中に入って跡地、旧小鎚小学校のところを使おうじゃないかという話もあって、進めた経緯があります。しかしながら、やはり消防団の方々が、旧小鎚小学校の入り口ではなかなか出るのが大変だということで位置を変えたことがございます。

東梅議員御指摘のとおり、早い段階での約束もありますし、早い段階での地区に入ってそういう話をしながら、集会所の在り方、様々な活用の在り方については、早急に対応してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部三平君。

○6番（阿部三平君） 関連ですが、あそこには震災前に閉校になり、そして、今言われたとおりいろいろの中で、翌年ですか、1年置いてですか、大震災があって全てが白紙に戻ったような状態を続けてきております。ただ、いろいろ考えるに新山の問題、例えば新山に風車ができたことにより、交付税ですか、固定資産税ですか、三千数百万円かが下りているということになっております。

その中で、その半分までいかななくても、例えば基金のようなものを創設して、今、先輩議員が言われましたように、その方向性、これが、私は田舎の者は待っていればよくなるもの、その辺は何となく古い形のスタイルをいまだにどこかで引っ張っております。ところが、待っていれば忘れられるというような時代が来ました。そうしたら、あれ、どういうふうにしたらいいのか。

いろいろな考えがある中で、早急に必要だと思われるのは急傾斜地の問題、それから台風、洪水の問題等があれば、避難する場所がないんですね。それを兼ねた、例えば地域の宝といいますか、資材といいますか、そういうものの保管庫とかいろいろ考えられると思います。もちろんその理想は素晴らしいものを造っていただきたいんですが、その前にできるものというか、地域が要望するもの全てのものを一貫して要望が可能ということではないと思いますが、そこで、私が何年前かに言っておりますが、あそこに焼却施設、清掃事業所を建て替えるにおいて、2階を避難場所というようなことか何かでついでに考えられないのか、見直しできないのかということも、申した記憶があります。ところが、それはもう計画が決まっているからできないということで、今考えてみれば、例えば津波避難とかいろいろ考えた場合は、やっぱりそういう方向であればなおよかったなと思うものもあります。これは後出しになってしまいますが、いずれ我慢し

ていることが美德だったと思って我慢してきましたが、その辺やっぱり何らかのアクションというか、震災復興がほどほど面整備が完了しておりますので、できるだけ具体的なものをよろしくお願ひしたいと思います。よろしくです。

○議長（小松則明君） 要望でよろしいでしょうか。

○6番（阿部三平君） よろしいです。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第40号 大槌町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第40号大槌町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（小笠原純一君） 議案第40号大槌町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今般の改正は、平成20年4月から、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正されたことから、当該条例について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、別添の新旧対照表を御覧ください。

主な改正点につきましては、条例第1条第1項中の（老人保健拠出金を含む）を削除するものであります。また、附則の施行期日につきましては、条例の公布の日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 確認と質問なんですが、この条例の改正は、5月19日の全員協議

会で私、説明を受けました。ちょっと改めて質問させていただきます。今、課長が説明したとおり、この条例は、平成20年4月に老人保健法が改正されて、それに伴って一部改正ということですが、法律が全面改正されて既に15年たっているわけですね。この間、今回今議会で審議した条例案は、法律が変わって間を置かずに条例の改正が出されていますけれどもこれ、15年たつ中で基金条例の運用に、何も支障が起きなかったんでしょうか。その辺についてお尋ねします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（小笠原純一君） お答えいたします。

今、説明しました、老人保健法に伴います保健医療費の給付に関しましては、今、議員おっしゃるとおり、平成20年の段階で改廃をされておりますので、新たなその費用の拠出は行われておりません。このようなことから、新たな支障になるものはございません。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 安心しました、特に運用に支障がなかったということについて。

しかしながら、やっぱり今議会に提案されている条例案は、基本となる法律が変わった後にもうリアルタイムで提案されていますので、これの基金条例の一部に関する条例の変更だけでなく、すべからくリアルタイムで条例改正していただければありがたいと思っています。コメントがあればお願いします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（小笠原純一君） お答えいたします。

今回の条例改正の中であります老人保健拠出金の項目を、あえてこの基金に残していた背景は、平成20年の4月の時点で、対象となる法律が変わったということがあるのですが、これら医療費等の給付に関しましては、やはりそれと遡及しての請求権等がございます。これらの時効等の中断等により、制度が終わってもその後に遡って請求されるケースがあるということから、平成20年の段階でこの項目を削除せずに残してきたというのが背景にあります。

ただ、今、議員おっしゃるとおり、どのタイミングでこれを削除するかというのが、大体時効は一般的には5年ではありますが、おおむね3年くらいと見れば、ちょうど条例改正から3年後でいきますと平成23年になりますので、東日本大震災等の災害等々もあり、そのタイミングを逸してしまったというところがあるかと思えます。

そういった新たな請求があった場合には、これが該当するということでもありますので、これに関する請求におきましては、平成23年、24年まで請求ありましたが、それ以降に関しては請求はございませんでしたので、このタイミングで廃止という形を取らせていただいたところであります。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第40号大槌町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第41号 大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第41号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（太田信博君） 議案第41号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今般の改正の内容は、集会所の使用料及び利用料金の表記について、他の施設の条例と整合を図るため、改正するものでございます。

次ページの新旧対照表をお開きください。

1 ページ上段の第6条については、直営における使用料に光熱水費の実費負担に当たる料金の別表第2を加える改正であります。中段の第12条については、特別使用料金を指定管理者が徴収する場合の名称を利用料金に改める改正であり、第2項及び第3項は、この改正に伴う規定の整備であります。下段の別表1及び別表2については、第6条及び第12条の改正に伴う見出し書きの整備による改正であります。2 ページの上段、附則については、施行日で、この条例の公布の日から施行するものであります。

以上、御審議をお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第41号大槌町集会所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第42号 大槌町町民水泳プールに関する条例を廃止する条例

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第42号大槌町町民水泳プールに関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課班長。

○生涯学習班長（佐々木一方君） 生涯学習課長に代わり、読み上げさせていただきます。

議案第42号大槌町町民水泳プールに関する条例を廃止する条例について御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

大槌町町民水泳プールに関する条例は廃止する。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 町民水泳プールのこの条例の廃止。廃止に関して反対するものではないんですが、少し関連してお話、議論させていただきます。現在、学校にはプールは設置、整備されているんですが、町民プールというのは、今現在、町内にはないわけですね。度々町民に聞かれるのは、整備する予定はないのかとか、やはり例えば高齢者の方々の健康増進であったり、また町民が集う一つの場所としてプール整備の予定はないのかということ聞かれるんですが、これまでそういう議論はどうなんだろう、あったかどうか存じないんですが、町としてその整備の予定とか、今後、何かしらそうい

う議論をしていくという、そういったお話はないのでしょうか、プールに関して。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（松橋文明君） 菊池議員の御質問にお答えをいたします。

確かに、町民のためのプールは、現在どこにもないという状況でございます。何年か前に学校のプールを開放してはどうかというふうなことが議論された経緯がございましたが、子供たちを対象にということで学校施設を造ったところがありまして、また安全性の面、小さい子供たちが入る場所がない、水深等の問題、それから監視の問題等で、現状のところでは学校施設を開放するというふうには至っていないというところがございます。

あと、実際に新しいものを造るかといったときには、委員会だけでちょっとなかなか判断は難しいかなと思っておりますが、どうしても必要となればその学校プールを活用できないかというのは、検討するところが必要になるところもあるかなと考えています。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） そうですね。なかなか新しいものを整備するというふうになると、今の時代であれば当然屋内プールという形になると思うので、これは莫大な費用がかかるということを考えると、現時点では、現実的ではないのかもしれないんですが、今教育長おっしゃったとおり、であれば学校のプールを開放するというのを、そろそろ真剣に議論しなければならないんじゃないかなというふうに思うんです。

震災前は、吉里吉里地区のB&Gを活用して、幅広い世代が利用して、小さい子供であれば、そこでその水泳を覚えたり泳ぎを覚えたり、そういうこともあったわけですから、やはり今現在町民が集うようなプールがないのであれば、そろそろ真剣にこれは学校のプールを開放することを議論せねばというふうに思うんですが、御意見あれば。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（松橋文明君） 議員の御質問にお答えをいたします。

確かに議論する余地はあろうかと思いますが、ただ、先ほども申しましたが、安全面とか、施設の面でいろんな検討していかなければいけないものかなと思っております。例えば、全国各地で学校施設を開放しているところもございまして、安全面で監視をどういうふうにするのか。保護者、PTAがやっているところもございまして、何かあったときの責任の所在とか、そういったものがあるために、外部委託をしているところとか、あとは施設、ちっちゃい子供が入るためのがないと、例えば年齢制限を設けて入れない

ようにするとか、そういった条件面もいろいろと検討しながら進めていかなければならぬと思いますが、必要なことであるかなと思います。いずれどこかの機会では検討は必要があるかと思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） もちろん、安全面を考えると、なかなか難しい部分もあるのかもしれないけれども、確かに全国的にプールにおいての事故が頻発した時期というのも、報道などで私も存じているんですけども、ただそれを言ったら、例えば今検討されている子供の遊び場なんかも、それに該当するわけですよ。なので、安全面、確かにもちろんそうなんだけれども、ただそれを理由に開放できないという、そういう議論になってしまうのは、何ら進展の余地もなくなるわけですから、そこを踏まえて検討していただきたいと切に願っております。御答弁、いいです。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 自分たちがまだ若い頃、ティーンエイジャーの頃、この学校にもプールがお寺の裏にあった、町民プールがあった。そうして結局、今、菊池議員が言っているとおり、一般の人たちが使うところもあったわけだ。そしてその以前は、やっぱりプールというのが必要だということで、金がないから川を俵でせき止めて自然のプール造って泳がせてやった。

今は、川で泳ぐな、海で泳ぐな。そして、学校のプールを使いなさい。一般の人たちは、何もないわけ。いいなと思うのは、毎日、健康増進のために体操しましょうと。いいことだなあと聞いて聞いているけれども、私もそれを聞きながら体操することもありますけれども、やっぱりB&Gがなくなったときに、どうも難しい、難しいとやり取りがあったんだけど、そのとき本当にやろうとする気持ちが、果たして行政にあったかどうかというところだと思いますよ。

今は、マスコミで、おらほのプールはないからよその学校さバスで行こうとしているけれども、バス運転手もタクシーと同じでいなくなるんです。それで、やっぱり体育のほうの教育が不備になってはならないというので、全面禁止だ。それも行政がやっていること。ここじゃないけれども。だけれども、健康増進、福利厚生とかいろんなのを考えていったときには、やっぱり菊池議員が言ったように、いろんな釜石からも来てやった、いろんなところから集まってB&G利用していたんですよ。それは当然私が言わなくても分かっていると思います。

やっぱり、これはあっちこっちから、必要だなと思うから声が上がってくるんですよ。金がかかるのは分かります。だけれども、やっぱり町民全体を見て、健康増進を図らなきゃいけないんだというのを考えたら、やっぱりその点も心の片隅に置きながら、プールについても学校のプールしかないんだから、何でここのプールそもそもなくしたと言われたけれども、やっぱりそれだけ利用者とすればあったほうがよかった。金のかかることでありますけれども、やっぱりこの件についてももう少し行政で前向きに方向を持って、この町民プールとかそういうものを考えていかないと、子供たちだけのプールじゃないです。

今、海に行くな、川に行くな。もちろん赤浜のほうに行けば、ここは東大の範囲だとかいろんなのがありますけれども、今そうして一般の人たちが健康にもレクリエーション的にもできるところがなくなった。やっぱり観光の中もいろんなことも大事だけれども、やっぱり自然を利用した時代も終わったけれども、やっぱりプールについてはもっと前向きな姿勢を持って臨んでいただきたいと思いますけれども、その辺について、教育長、どうですか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（松橋文明君） 質問にお答えいたします。

金崎議員のおっしゃるとおりだと、私も思います。今すぐにどうこうということは、御返事はできませんけれども、あるものを有効的に活用するという観点で、前向きに検討していきたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 教育長が、言葉としてあるものを利用できる、本当にあるものを利用できればよかった。ここにもあったプールです。ところが、倉庫か何かにするというので、それは改修されましたけれども、あればあるものを利用したい、それは本当にそのとおりなんです。だけれども、新たに生まれ変わりをさせるというのも必要だと思いますけれども、その辺についてはどうですか。

○議長（小松則明君） 考え方というか、町長。

○町長（平野公三君） スポーツ全般含めて、水泳もそうなんですけれども、健康ということについてはやはり大きく町民の方々の意識の中に強いものだと思います。金崎議員お話しのとおり、プールの設置云々という部分につきましては、震災前はB&Gがあって様々なものがございましたので、そこで健康維持、レクリエーションを楽しむという

ことございました。震災後、様々な形の中でそれが廃止された経過にあります。これからの後期計画の中でも、健康増進という部分についてはしっかりと、町民の皆様と向き合いながら進める必要があるだろうと思います。教育委員会のほうでも、既存の学校のプールをというお話もありますし、新規でのという意見もございます。それについてはしっかりと受け止めながら、これからもしっかりと考えていきたいと思っています。

広域的なものとしてやはり考えなきゃならないのは、釜石においてもプールがあって、そこに通っておられる方もいらっしゃるとは聞いております。そういう中では、広域的な料金、使用については、釜石と大槌が一緒になっていますので、今のところはその部分は料金が、他の自治体に行って釜石に行って使っても、高くなるということとはございませんけれども、町として単独でその維持管理ができるかということも含めながら、健康増進という大きなくくりの中で考えていきたいと思っています。（「3回目だ」の声あり）

○議長（小松則明君） 3回目ですか。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 私も、中学生のとき、この大槌高校に水泳する選手がいた。その人が、東北大会まで行くくらいの選手だった。プール欲しい、プール欲しいとよく高校にもその話が出たところですよ。だけれども、高校は県のものだからだけれども、いずれにしても、ここは海の町で、川が両河川にあって、そして、やっぱりそういう自然がいっぱいあるところで、そういう選手が何で生まれてこないかというのが、やっぱりそこにもそういう要因があると思いますよ。学校のプールだけで、水泳教室でやればいいんだと。やっぱりそこには、いろんなこと、いろんな行政として、いろんな18歳までいるんだろうというのが変わってきているけれども、やっぱり本当の町民をもって健康増進、いろんな将来のことを考えたら、やっぱり町民プールというのが必要だと思います。その辺はちゃんと熟知して、将来性を考えてからやっていただきたい。金にかかるのも分かる。だけれども金をかけなきゃ生み出せない。そういうのを念頭に置いて、考えていただきたいと思っています。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第42号、大槌町町民水泳プールに関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。お願いします。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第43号 大槌町勤労青少年体育センター設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第43号大槌町勤労青少年体育センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課班長。

○生涯学習班長（佐々木一方君） 議案第43号大槌町勤労青少年体育センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページ、新旧対照表を御覧ください。

第2条体育センターの位置について。改正前、大槌町小槌第23地割22番地を、改正後、大槌町小槌第23地割22番地1に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第43号大槌町勤労青少年体育センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第44号 大槌町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第44号大槌町立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課班長。

○生涯学習班長（佐々木一方君） 議案第44号大槌町立学校施設使用条例の一部を改正す

る条例について御説明いたします。

次ページ、新旧対照表を御覧ください。

別表第6条関係の、大槌町立学校施設使用料の(1)につきまして、改正前、屋内運動場並びに体育館とあるものを、改正後は、体育館に改めるものです。(2)の表中では、改正前、夜間照明を使用した場合の区分について、改正後は、全て削除いたします。次に、改正前、運動場面積5,000平方メートル以下とあるものを、改正後は、運動場面積5,000平方メートル未満に改めます。次に、改正前、備考欄に記載がある対象校の大槌小学校、大槌北小学校、大槌中学校、安渡小学校、赤浜小学校を削除し、改正後は、吉里吉里中学校、吉里吉里小学校に改めるものです。別記様式第3条関係の決裁欄では、改正前、係を、改正後、班長に改め、担当者を追加するものです。

次ページを御覧ください。

4、使用場所では、改正前、屋内運動場を削除し、改正後、体育館、屋外運動場に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより、議案第44号大槌町立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第45号 林業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第10、議案第45号林業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。生涯学習課班長。

○生涯学習班長(佐々木一方君) 議案第45号林業者等健康増進施設の設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページ、新旧対照表を御覧ください。

第2条林業者等健康増進施設の位置について。改正前、大槌町小槌第22地割46番地1を、改正後、大槌町小槌第22地割27番地2に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行されます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第45号林業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第46号 令和5年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第46号令和5年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第46号令和5年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

14款国庫支出金2項国庫補助金、補正額6,877万9,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等であります。

15款県支出金2項県補助金、補正額583万4,000円の増は、いわて子育て応援保育料無償化事業費補助金等であります。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額2億5,245万6,000円の増は、今回の補正財源とする財政調整基金及び公共施設等総合管理基金繰入金等の増であります。

20款諸収入4項雑入、補正額370万円の増は、自治総合センターコミュニティー助成金であります。

21款1項町債、補正額430万円の増は、緊急自然災害防止対策事業債及び防災行政無線設備更新整備事業債であります。

2ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費、補正額2億9,680万円の増は、役場庁舎防水改修工事及び町民及び事業者等の物価高騰による負担軽減支援を目的とした上水道料金減免事業に伴う水道事業会計負担金等の増であります。

3款民生費1項社会福祉費、補正額1,201万4,000円の増は、自治総合センターコミュニティー助成金及び障害福祉計画策定支援業務委託料等の増であります。2項児童福祉費、補正額328万7,000円の増は、地域子育て支援センターの職員配置基準の変更に伴う地域子育て支援センター委託料等の増であります。

4款衛生費1項保健衛生費、補正額1,139万6,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増であります。

6款農林水産業費1項農業費、補正額300万円の増は、農業者の物価高騰による負担軽減支援を目的とした農業緊急支援補助金の増であります。

9款1項消防費、補正額379万円の増は、防災行政無線設備更新工事施工管理業務委託料等の増であります。

10款教育費2項小学校費、補正額90万円の増は学校保健特別対策事業費であります。3項中学校費、補正額90万円の増は、学校保健特別対策事業費であります。4項義務教育学校費、補正額541万7,000円の減は、入札執行により不用となったスクールバス運行業務委託料等の減等であります。5項保健体育費、補正額674万9,000円の増は、金澤地区体育館多目的公園の整地工事及び食料品等価格高騰に伴う学校給食費賄い材料費の増であります。

3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正。

追加事項、期間、限度額の順に読み上げます。

防災行政無線設備更新工事。工事施工管理業務委託料、令和5年度から令和7年度まで1,108万8,000円。

4ページをお願いいたします。

第3表地方債補正変更。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様のため省略いたします。

緊急自然災害防止対策事業農林、770万円、930万円。防災行政無線設備更新整備事業2億2,000万円、2億2,270万円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億3,506万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ112億8,893万2,000円とするものです。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページ。

第2表債務負担行為補正、追加。進行いたします。

4ページ。

3表地方債補正変更。進行いたします。

7ページをお開きください。

歳入。

14款国庫支出金2項国庫補助金。進行いたします。

15款県支出金2項県補助金。進行いたします。

18款繰入金2項基金繰入金。進行いたします。

8ページに移ります。

20款諸収入4項雑入。進行いたします。

21款町債1項町債。進行いたします。

歳入に入ります。

2款総務費1項。失礼いたしました。歳出でございました。まだ言ってません。私も間違いましたけれども、お待ちください。

歳出。

2款総務費1項総務管理費。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） すみません。工事請負費2億4,800万円。大槌役場庁舎の防水改修工事、ここの部分でお尋ねしますけれども、これ、町内事業者というのは入る余地というのはどうでしょうか。あるんでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

町の入札に関してになります。工事の金額等によって発注標準額を定めております。この金額によると、町内業者に指名なりすることはちょっと今、できないということがあります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） なかなか難しいというお答えでございますが、私、何でこういうことを申し上げるかということ、実は先日、町内の建設事業者の方々、非常に今、復興事業も終わりました厳しい状況にあると。公共工事というのも激減しているんだ。なので、そういう現状を知ってもらうために、意見交換会いわゆる懇談会を開きたいという申入れがあって、産業建設常任委員会として対応いたしました。非常に厳しい現状というのは、改めて突きつけられたような思いがしたんです。

そこで、我々として、議会として何ができるんだろうということを考えたときに、やはり公共工事、改めてその町内の道路であったり、また様々な整備箇所を見直していただいて、少しでも公共工事の発注を増やしてもらうというのは、切に願うところなんです。そこで出てきたこの2億4,000何がしの工事ということで、これは町内業者にぜひ入札に参加していただいて、需要も増やしていただくという思いがあったのですが、非常に残念ではあるんだけど、今後、ぜひその部分を考えていただきたい。公共工事を増やす。一度見直して、増やす。

この地元業者の受注というのは、もう言うまでもなく、経済振興であったりまたこの地域の活性化、それから税収確保につながっていくわけですよ。なので、ここは真剣に考えていただきたい。難しい部分は工区分けによる分割発注という形でもよいので、これは、本当に地元業者、事業者の仕事を増やしていただきたい。どうでしょう。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

菊池議員の町内発注という観点であります。常にそういうことを考えながら、事業発注のことは進めている状況であります。しかしながら、この庁舎の防水改修については金額を、屋根の防水改修と外壁の防水の改修を仮に分離した場合であっても、そこがやっぱり町内発注の基準内に収まらないという現状があります。そういう観点からまず、この工事に関しては難しいということで、そのほかの工事についてはいろんな計画を見ながら、町内の公共工事の発注についても前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 分かりました。今回の防水工事に関しては難しい。ただ、その付随する工事、例えば足場であるとか様々な付随する工事もあるわけですから、その辺はできるだけ、町内の事業者が参入しやすいような環境を整えていただきたい。

例えば、入札基準というか、その入札の条件の中に、実績とかそういった部分もあるわけですね。これもその建設事業者に、私お聞きしたんですけれども、ここの部分が足かせとなって、なかなか参入できないんだというお話も聞いております。ただ、ここを撤廃してしまうと、当然町外の事業者も入りやすくなっていくという部分もあるので、そこは考えどころなのかなと思いつつも、やはり事業を増やしていくという場合は環境を整えていくということも一つ考えていかなければいけない。とにかく、公共工事は一度見直して、増やしていただくことを考えてもらいたい。また、この議会終了後に、産業建設常任委員会として、要望を取りまとめて、改めて町のほうに要望書を提出したいと思っておりますので、その辺の対応も今後、真剣に考えていただきたい。

以上です。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私、別の角度からなんですけれども、同じところなんです、財源についてなんです、全協のときには単費という話、聞こえたような気がするんですけども、今日の予算書を見れば特定財源でその他のところに記載があるんですが、この内容についてお願いします。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

特定財源については、公共施設等総合管理基金からの繰入れとして、予算計上しております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 分かりました。基金というのは要は単独費だよ。といったときに、2億5,000万の単費を使って、防水を改修する。理屈は分かります。漏っているから直さなくちゃいけない。2億5,000万の数字というのはすごいですよ、単独費で。普通に事業したら、10億以上の事業ができる話ですよ。そうなっていったときに、今、各議員がいろいろ話をするように、単費を2億5,000万使って屋上の防水を直す。それは理屈として分かる。分かるけれども、例えば令和4年6月に、専門業者の調査をした

とか、決定に至るまでのプロセスというのは、この庁舎内でどんな議論があったのか。漏れているから直せなのか。じゃあ、これ以外に方法はなかったのかとか、これを単費以外で財源を確保する手段がないのか、あるのか。どういう議論をして、今ここにこういう提案をしているのかちょっとお聞かせください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

実際、二、三年前から、雨漏りが確認されて、それをこの役場庁舎の設計をした業者に点検していただきながら、進めてまいりました。その中で、令和3年の秋頃には1回簡易的な補修を行ったら、一旦止まりました。しかしながら、それからまた数か月、半年ぐらいでまた雨漏りがし出したので、詳細な設計を依頼して、依頼した結果、どこが漏っているかという特定は難しいと。その中で、まずその屋根部分はもう全部やらないと、今後、いつ、また始まるかというのが分からない状況でありました。

その金額については、最終的なものが出てきたときに、実際は私もびっくりしました。その中で、この雨漏りを放置しておくことはなかなか、やっぱり今、この議場の付近でも雨漏りをして、天井裏にはいろんな配線等も配備されております。そこを起因とした火災が起こったら大変だということで、まずやらなきゃいけないということで、この予算計上をしております。

財源についてであります。補足になります。全員協議会では、こういう財源でやるというお話をしておりましたが、この件とは別に起債のヒアリングを5月25日に、県へヒアリングで説明していました。これ、一次協議の起債のヒアリングに1件、別件で雨漏り改修の相談をいたしました。その場合には、公共施設等適正管理推進事業債という庁舎改修の起債も、可能性はあると。その場合には起債を借りるときには、この個別計画、役場庁舎の施設個別計画を、長寿命化をするという個別計画、施設計画の改定が必要だという話を、今、相談したばかりであります。

なので、この起債を充当できるように、今後、県とも相談しながら詰めていきたいと思っております。この起債については、交付税が30から50充当となるという起債であります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それを聞いて少し安心しましたがけれども、発注のタイミングと、起債が認められる、認められないのタイミングもあるでしょうから、もちろん、使いた

くて使うお金ではないでしょうから、財政課長の苦慮も分かるんですが、単独費をこれだけ投入するというのを感じているとは思いますが、何でも、何でこういうことを言うかという、町民と話をしたり、いろんな懇談会をしたりして、これも欲しいという要望が出たときに、財政が苦しいんですよと必ず言うじゃないですか。全てそれ。町民はそう、大槌町には金がねえふうだもんねと言う、二言目には。そして、雨漏り漏ったから2億5,000万の単費ですと予算書が出てくる。

だから、中身なんですよ、プロセスなんです。それが、全協の説明だと足りないわけですよ。だから、今質問している。ただ、今の答弁で、起債を借りられるかもしれないとか、その点、庁舎の適正云々で認めるのか分からないという、少しは期待感が出ましたけれども、やはり、この時間軸というのも大変大切なので、雨漏りが漏っていけばどんどんほかのところの影響があるのも、それは分かります。私も、大規模施設やって防水改修もやっていますから。それはいち早くやりたいのも分かるけれども、ただ、そういうやっぱり庁舎内でもきちっと適正な議論をしてからじゃないと、後でまた、どなたか議員言うかと思うけれども、そもそもここは学校を津波で直してやったところなわけだから、そのときにはもう経過しているわけです、ある程度の年数が。耐用年数内とは言いながら。何でそのときやらなかったのやとか、いろんな話が出るんです、いっぱいあるんです。ただここで、単独費を使ってまでも改修しなければならない事実は分かりますけれども、そういうことを丁寧にやはり説明する責任は、私はあったんだと。

聞いたから答えるのと、最初に説明するのは、行政の責任の所在が違おうと思いますよ。そうじゃなかったら、聞かなかつたら分からなかったという話ですよ。町民は、この場を見て、テレビで見て初めて分かるんですよ。そうでなければ、単独費だと思って解釈している町民が多いかも。やはり、そちら側にいる人は、起案したり提案したりするときの証拠資料はちゃんと手持ちにやったり、そのほかに財源がないからこれ使わざるを得ないという、やっぱり納得できるようなものをきちっと、今後も説明をしていたきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 今、2人の議員の質問で、うん、まあ、そうだ。確かに、この間の全協のときは単費の話が出てきたから、これ言語道断だと。私が言うのは、行政の責任ですよ。あのくらい、この津波になったとき、向こうにいて議会開いて、ここだって

当然、あのくらいの震度だもん、どこか不具合が生じていたと思う。そして、ここ、庁舎にするというときの予算の計上の仕方が、そもそもふざけた予算の計上だった。補正予算、補正予算で9億近い金使ったんですよ。そして、今度は雨漏りしたから単費で直す。何言っただと思っただよ。あなた方の責任だと思いますよ、これは。あそこでもかなり議論した。このくらいやるなら、新しく津波の来ないところに造ったほうがいいんじゃないですか。1階まで水が入ったんですよ。それでも、堤防もきちんとなるし、ここに町もまた再生しなきゃないし、中心地だからここの学校を直して庁舎にするんだと。そうして出てきた予算が1億数千万。それがどんどん補正予算組みながら、9億近い金を動かしているんです。そうして議会を無理やり納得させて、そして雨漏りしたからまた2億5,000万使う。とんでもない話ですよ。

私は口悪から、少々雨漏りしても直さないで使っていればいい、極端なことを言えばそう思いますよ。一般町民はこれ知っていますか、それなら。簡単にそれ修理する、石綿が入っているから外壁も直す、だから金もかかるんだ。それは説明聞いて分かるんですよ。だけれども、私はここの庁舎を、学校を庁舎に直すときの経緯からして、そもそも行政として間違っていたと思いますよ。あのくらい議論しても、ここをやる、ここやるってやったんだから。そしてこういう結末迎えているんですよ。10年かそこら使って雨漏りしたから直す、そんなばかな話じゃないと思いますよ。そしてさっきの話でいろいろとこちらの芳賀議員も言ってたけれども、何か言えば、金ねえ、金ねえ。そんなのでごまかしたらいいんじゃないですか。庁舎を雨漏り直すからとそういう金は使って、2億5,000万の事業やったらどれだけの町民が喜ぶと思います。雨漏りに2億5,000万使うんですよ。それは、出す金が30から40減るかもしれない。行政としてこの責任をどのように考えますか、町長。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

金崎委員の……。

○11番（金崎悟朗君） すみません、私は町長から聞きたいんです。行政のトップから聞きたい。今の町長はそのときは課長をやっていたと思うけれども、私はトップから聞きたい。

○議長（小松則明君） 今の町長としての気持ちとしてですか。町長、お願いいたします。町長。

○町長（平野公三君） 震災当時の様々な状況の中で、仮設での業務というのは大変なことでした。職員だけではなくて応援職員が入ってきて、もう手狭なところではなかったと思います。ですから、緊急時であったとしても、この学校を改修して役場の機能を動かすという部分については、判断は誤っていなかったと私は思います。

しかしながら、やはりその方法として全体的なものを見られるかどうかという部分がございますので、その当時、検査をして、金崎議員のお話があったとおりに、補正をしながら9億まで積み上げたというところがあるとは思いますが、緊急的な、やはり緊急時における選択とするのはベターだったと、私は思っています。

しかしながらやはりここに来て、雨漏りがしているということは何年か前から分かっていたし、様々に財政当局が調べた中では、応急的なものがないという判断の中で、やはりここが拠点となるところで、先ほど話をしましたとおりに、漏電とか様々あると大変だというようなことも踏まえて、一般財源をという形になりました。それでもその後においても、やはり一般財源を出すことに対することを考えて、県との起債のことを踏まえて前後になってしまいましたけれども、それも検討しているということになります。役場拠点となる施設をしっかりと整備をしていくということは、これを、これで終わりではなくて、何年かこれから使うということになりますので、新たに新しい庁舎を造るとなれば、何十億というお金がかかるわけで、そういうことを考えますと2億5,000万の支出はさせていただきますけれども、長くここを使うということで御理解をいただければなと思っております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 町長としてベターだと言いますがけれども、私は何もベターじゃないと。ここ10年かそこら使って、雨漏りしているからまた2億5,000万も積むということは何もベターじゃないですよ。よそから来た人たちが何て言いました。ここの学校は庁舎になったと、まだみんな住むところも大変なのに、役所だけ直すとか、役所だけ立派ならいいのか。よそから来た人たちに言われました。そのくらい、よそから来た人たちも見てだった。確かに、派遣職員からいろんな人たちが来るから手狭になってくるのは分かる。だけれども、手狭になっても、例えばプレハブを継ぎ足しすることあっても、私は何も庁舎を早く造ることはないと思ったから、そのときは私も議論して闘ったけれども、そういう思いが十何年前から続いているんですよ。それでこういうことが出てきたから、とつてもこれのめないなと思うわけ。

やっぱり、そのときはベターだという、そのときは今の町長はこれは町長じゃないけれども、だけれどもやはりこれは、行政として本当の不備があったと、私はそう思いますよ。ただ、ここだけ直して人も来るからちゃんとしてやりたいというのは分かるけれども、やっぱり自分が住むところが手狭で汚れて人がいっぱいでも、別なほうに先に手を回せば、それはそれなりにまた見る目も変わったと思いますけれども、いずれにしても、これは行政の怠慢じゃないけれども、不備だと思います。そういうのが、まともに考えられるような行政なら、私、いいと思いますけれども、雨漏りしたから金簡単に積むようでは、ちょっと町民として納得いかないと思いますよ。

○議長（小松則明君） 意見として。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この金額、本当に大変だと思います。そこで議会を町民の皆さんも見ていますので、この工事内容、どういうふうな工事をするかを教えてください。それから、財源ですけれども、公共施設等総合管理基金繰入金となっていますけれども、公共施設等というのは、どういう公共施設、様々ありますけれども、どういうものに使うことができるか、あるいはこの2億を入れたほかに残高はどのくらいになるかを知りたいんですが。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、この工事の概要であります。役場庁舎の屋根部分の防水、陸屋根部分の防水の改修、あとは漏水の改修と漏水防水を施工いたします。そのほかに、外壁のクラックありますので、それを補修します。その下地にアスベストが確認されております。これはレベル3で一番低い、安全というか、一番程度の低いものでありますが、その除去をしてクラック補修等を行います。

あとは、総合管理基金の2億5,000万円を充当した場合であります。現在は9億9,000万ぐらいありますので、7億4,000万円ぐらいの残高になると見込んでおります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 外周のクラックということですが、これは、アスベストはそのクラックの部分だけですか。全体的にアスベストを除去するということになりますか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 外壁部分全体を除去するということになります。

- 議長（小松則明君） よろしいですか。阿部俊作君。
- 8番（阿部俊作君） たしか、ここ鉄筋入っているかと思えますし、被災して塩水がかかった部分も考えられますけれども、その中の鉄筋がもしかしたらさびてクラックが出てくるという、そういうことも考えられますが、その辺の業者の調べ等は、ちゃんと大丈夫なんでしょうか。
- 議長（小松則明君） 専門的な、この点、少々お待ちください。技監、少し保守的に、設計のこととなると、財政課でも話せない。これ、俊作議員、あの……、そうですか。じゃあ企画財政課長、答えられるんですね。
- 企画財政課長（太田和浩君） いずれ、そういう部分の確認は、目視確認で確認、目視であります。
- 議長（小松則明君） だからもう、当局、補助的に言える方はいらっしゃいますでしょうか。技監。
- 技監（那須 智君） 今回のやつじゃないんですけれども、一般的な橋梁点検とかでやる場合には、今言ったように目視でやります。実際は、さびるということは、その部分にクラックとか外から水とか、要するに浸出というかしみてさびるわけですから、基本的には目視で。実際、施工に入ったときに、そのクラック部分は、実際取るわけです。その部分を取る。この時点でまたもう一度確認して、それはあった場合はそれに対してそれなりの処置をするというような格好で大体はするものでございます。
- 議長（小松則明君） 俊作議員、クラックに対しては、その部分を確認して、再度、中のほうまで行っているのかという部分も確認するという工程になるということですね。（「施工のときにもう1回……」の声あり）そこでよろしいでしょうか。必要な場合には4回もありますけれども。東梅 守君。
- 7番（東梅 守君） 私もこれに関連してお聞きします。今の答弁を聞いた中で、実際にクラックあったところを検査しながら工事していくわけですがけれども、この工事費で果たして収まるのかどうか。それが心配されるわけです。もし、そのクラックが入ったところに異状が見つかって、鉄筋が腐食しているという点が見つかったりなんかすれば、もっと工事費が膨らんでいく可能性がある。2億数千万が3億になりという話もあり得るわけです。

それから、どうせ工事するのであれば、全体をもう一度見直す必要性もあるのではないのかなと。建てたときからの年数、その後、震災ありました。そういうことを踏まえ

た上で、この計画をもう一度考える必要があるんじゃないかなと、私思うんですけども、こうやって、2億数千万かけて工事やりました、雨漏り終わりました。次はこっちで何かが起きました。また改修しますということのならないようにしてほしいんですが、その辺について考え方は。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

この予算で間に合うかどうかというのは、やはりやってみないと分からないというのが、正直なところであります。しかしながら、これは入札前なので、なかなか詳細なところは述べられません。若干やっぱり予測がつかないような部分、特にアスベストの部分とかありますので、若干余裕を持った予算計上はさせていただいているというのが状況であります。

あとは次の新たな、総点検ということですが、3年前に個別計画を立てております。その中で点検した上でやっておりますので今回、そこ、今度は外壁とあれを、屋根のやつを改定した上で起債になるように、計画の改定が必要になりますので、その中で改定していくという内容で考えております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 財政課長、苦しい答弁で本当申し訳ないと思う。私はまた補正が出ると思う。結局、今、技監が言ったように、外壁の例えばその石綿なるものを全部剥がして、それから全て点検しなきゃない。あのぐらいの震度があった津波だもん、まして火も入ったところだもん、全て私やるべきだと思う。当然、この2億5,000万で、私は済むと思わない。まだまだ出てくると思う。それでないと安心してここで業務できないでしょう。積み上げてきた金が、9億ぐらいの金を使って雨漏りだもん。そのとき、きちっと直っていないから駄目ですよ。だから、またかけるというんだけど、実際は石綿とか全て撤去して、きれいな裸の状態にして全て点検して、そこでまた出てくると思いますよ。

だから、私は、この仕事については反対だけれども、ただ中途半端なところを庁舎にしたものだから、仮庁舎、仮庁舎としばらく言った。だけれども、これをやるために当然、金がさらにまたかかるなど、それは思っていますよ。だから私は、行政というのも、自分たちの、自分の身銭切るわけじゃないから、税金でやるもんだから、人の金使うものなどと思うが、自分の金だと思ったら、本当に真剣に考えるかも分からない。だけれど

も、これは当然、税金を使ってやるもんだからね。私は金がかかると思います。さらにまた補正を組まされてくると思います。だから、一番そこがしゃくに障るところだ。どんどん補正組むから、補正さえ組めばいいんだというような感じでやるから。だから、なるべくなら説明するときに2億5,800万円、とんでもない金がかかると。だけれども、町民の皆さんも理解してもらいたいと。津波のとき、ある程度の金使って直したけれども、さらに今度雨漏りがして、学校はこういうアスベストも使われているので、さらに点検をし直すと、この2億5,000万円にさらに幾らか金が、応分の負担があると見てなきやないということで本当は説明すべきだと思う。町民に説明しないで、議会にだけ説明して、我々が町民に一々何百人に説明するわけにいかないから、もう少しだから丁寧な説明をしてから、この予算計上すべきだと思いますよ。どうですか、課長。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○11番（金崎悟朗君） 説明がまず遅かったのと、あと内容がちょっと足らなかったということについては謝罪申し上げたいと思います。

しかしながら、全町民にこの屋根防水をお知らせするというよりは、やはりこれは議会にお知らせをして、予算を取って進めていくというのが、まず大事だと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 質疑を。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 先ほどから、アスベストの声が出ましたので、実は、アスベストの調査を、レベル3ということなので安心だということなんですけれども、アスベストを除去するに当たっては、大気汚染防止法また環境法令、アスベストの障害等の環境法令がこれに加わってくるわけですけれども、そのときに、幾ら安全だと言いながら、養生をしながら工事をしなければならない。そのようにアスベスト障害等の法律ではうたっているわけですけれども、そのときに、例えば養生するに当たって、私が懸念するのは飛散防止対策です。そのときに、庁舎内では職員の方が仕事をされているわけですし、一般の町民の方もここに、内部に入るわけですが、そういう対策についてはこの予算を積み上げるときに、そういう御相談をしたんですか。要するに、アスベスト飛散防止対策として、これは健康障害に関わるので、懸念をしてお尋ねするわけですけれども、そういうことを、予算の積み上げるときに、業者の方に説明をして打合せをした中での予算なんですか。

○議長（小松則明君） 設計に入っていますかということです。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 白澤議員の質問にお答えいたします。

アスベスト対策については、その養生とか、そういう対策を加味した上で設計しております。

○議長（小松則明君） 俊作さん、3回終わっている。大事な話ですか。大事な話ですね。端的に。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 今、ここで答弁を求めるわけじゃなく、確認してほしいことがあります。アスベストの被害が出て、それで法的に禁止というか、製造そういうふうになった時期と、この学校建てたときの時期、ちょっと調べてください。改修。私も自動車関係でやってたときに、ずっと昔にそのアスベストの危険性があるって、アスベスト使用禁止になったんですよ。その年代、ちょっと今分からないので、今アスベストがあると言われましたけれども、本当にそれがあるかどうか。その時期と併せて確認していただきたい。

以上です。

○議長（小松則明君） それは町のほうで確認して、後日、議会ないしは阿部俊作議員にお知らせください。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「違うぞ、進行だぞ」の声あり）失礼いたしました。長いものですからもう終わったと思ってました。私も間違いがあります。

3款民生費1項社会福祉費。進行いたします。

10ページに入ります。

2項児童福祉費。進行いたします。

4款衛生費1項保健衛生費。進行いたします。

6款農林水産業費1項農業費。進行いたします。

2項林業費。進行いたします。

9款消防費1項消防費。進行いたします。

10款教育費2項小学校費。進行いたします。

3項中学校費。進行いたします。

4項義務教育学校費。12ページ上段まで。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） スクールバスで700万円の減額になっています。先ほど内容説明をするとき、少しこの説明あったんですが、もう少し。何で700万円減額になったかと

いうところを、先ほどよりももう少し詳しく、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 入札の際に、入札の結果が予定よりも大分減額になっているということで、残額が大分発生しました。それによって減額するものでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。入札が安かったということで予算が余ったということでありまして。それで、以前のスクールバスの関係で、昨日の一般質問でもありましたがスクールバスを譲渡するというやり取りがあったと思います。その前はスクールバスを、まず今予備として置いているものをバス会社のほうにという話がありました。そのとき、譲渡する予定の車両の内容も説明があったと思うんですが、当時の車両の説明と、実際譲渡するものは変更なしか、変更ありかというところをまず、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 変更はございません。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） すみません。公共交通担当のほうからお答えいたします。

当初議会に説明したキロ数の少ない車両がありました。それについては、キロ、まだまだ使えるということで、それをスクールバスのほうにして、予備車の変更をした上で、14万キロ程度か、それよりもかなり走行距離があるほうを譲渡するということで変更しております。

○議長（小松則明君） 変更があったんですか、なかったんですか。

○企画財政課長（太田和浩君） あります。予備車を変更して、変更したものを譲渡するというので、譲渡車両は変更となっております。

○議長（小松則明君） 議長から申し上げます。同じ当局の中で、変更がある、なしという矛盾な回答は、これからは駄目ですからね。それだけは気をつけてください。

東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 私の聞き方が悪かったのでしょうか。それでいいでしょう。それで、繰り返します。確認ですが、当初の、要するにその走行距離が少ないという場合は、まだまだ走れるという認識でありますので、その部分は子供たちに残して、当初提案され、まず我々に示したものは置いておいて、古いものをまずバス会社のほうに譲渡したと。

それですよろしいわけですね。再度確認させてください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 東梅議員の質問のとおりでございます。

○議長（小松則明君） 6項保健体育費。菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 12ページ上段で大丈夫ですか。スクールバス。

○議長（小松則明君） 大丈夫です。

○1番（菊池忠彦君） 社内置き去り防止安全装置設置業務委託料のところでお聞きします。これ本年4月から、この装置、義務づけになったと認識しております。ただ、それは多分幼稚園、保育所、また認定こども園対象であって、そうするとスクールバスの場合は、これ今回の場合は任意ということによろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） 努力義務というふうに、私たち捉えております。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 義務の場合は、補助金対象となるはずなんですけれども、それが任意となると補助金に関してはどのような処置になるんでしょう。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（吉田 智君） お答えいたします。

県のほうから、補助率の1台当たり8万8,000円上限とする補助が出ますので、それに対応させていただきたいと思っておりました。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） 補助金対応ということで安心しました。大変全国でもこの置き去りに関しては問題視されている部分もございます。スクールバス、幼稚園、保育所、こども園、幼稚園の幼児たちよりまた年齢が上がるということで、少しは安心できる部分もあるんですけども、ただ予防的な意味合いをもってこの装置を設置するということは、私は非常に賛成でございます。

以上。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 保健体育費のところでお尋ねをいたします。旧金沢小学校のグラウンド整備ということで、多目的広場として整備されるということですが、この多目的広場、実際にはあそこの体育館ありますけれども、あそこが、緊急時に車両でもっての

避難場所でペットを連れてもいい場所になるわけです。そこで広場を整備するに当たって、ちゃんと駐車スペースとその広場との分離をきちっと図っているのか、それから、実際にペットと一緒に避難される方、車の台数をどの程度捉えているのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 生涯学習課班長。

○生涯学習班長（佐々木一方君） 東梅議員の御質問にお答えいたします。

まず、整備の内容につきまして、まずこれまで普通財産として管理してまいりました旧金沢小学校体育館が、このたび今年度より、教育財産としまして教育委員会が管理することになりました。あわせて、今お話にありました旧小学校の校庭につきましても、多目的広場ということで、無料で貸し出すことになったわけなんですけれども、これまで今日のような雨天の際には、地表が粘土質のような状態になって広場としての活用が見込めなかったものですから、地盤改良を行うということで、今、お話にもありました緊急時には車両の乗り入れも考えられる、そういったことから、まず主なその施工内容としましては、表土を10センチ程度すき取った後に、40ミリ以下の碎石を敷き詰めた形で表面にちょっと細かい土を入れて転圧をしまして、車両の乗り入れを考慮した整地を、今回の工事では予定しております。

先ほどの広場の部分とあとは駐車スペースの分離について、その辺のすみ分けがあるかという御質問ですけれども、そこにつきましては、現段階で当初からそのすみ分けをしたそういった整備にはする予定はなくて、そういったような状況になってございます。

○議長（小松則明君） 質疑を……（「まだまだ答えてないです」の声あり）防災参与。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 現状のところ、車の置き方によって止められる台数は変わるということで、変わる……（「台数聞いているんじゃないくてどのぐらいの台数を見込んでいるのか。避難の台数」の声あり）ですので、現状その止め方によって違うと思いますので、見込みは出しておりません。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 避難される方の台数も見込みは見えていないということです。ただ、やっぱりあのグラウンド、緊急時ですから避難されるときは、これ致し方ないとは思いますが、ある一定の整備した広場と駐車スペース等を分けておくことで、また、グラウンドとして、広場として使えないような状況になれば、また整備をしなくちゃいけないということになりますので、もしどうしても不測の事態で、車両台数が多くて広場の

ほうにも入れなくちゃいけないというふうになったときには、そっちを開放するというやり方もあると思うんですね。その辺の考え方をもうちょっとした上で、整備の在り方と、それから今、危機管理のほうからの答弁では、ペットとどのぐらいの人が避難するか見ていないという話ですけども、その辺もやっぱり危機管理としては、きちっと町内でどのぐらいのペットが飼われていて、この人たちが避難する可能性がある、いや、居住地で大体分かるわけですよ。その辺の数を捉えておく必要性もあるのではないかなと思います。その辺について何か。

○議長（小松則明君） 防災参与。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） お答えいたします。

御意見ありがとうございます。ペットの数等調べて、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第46号令和5年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについてを採決いたします。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議員派遣の件

○議長（小松則明君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

○

日程第13 閉会中の継続調査の件

○議長（小松則明君） 日程第13、閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

総務教民、何かありましたか。（「なし」の声あり）

総務教民、産業建設の各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年6月大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

閉 会 午前11時55分

上記令和5年6月定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員